

商店街まちづくり事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

平成25年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 茂木 敏充

商店街まちづくり事業費補助金交付要綱（案）

（通則）

第1条 商店街まちづくり事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、補助事業者が、国からの補助金を受けて基金を造成し、当該基金を活用して、地域の行政機関等からの要請を踏まえたその地域住民の安心・安全な生活環境を守るための商店街施設・設備の整備等に要する経費の一部を助成する事業（以下「商店街まちづくり事業」という。）を円滑に行うことにより、高齢社会が進展する中、安心・安全に配慮した、身近で快適な商店街づくりを目指すことを目的とする。

（交付先）

第3条 この補助金は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が補助事業者に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象）

第4条 この補助金は、補助事業者が、中小企業庁長官が別途定める「商店街まちづくり事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める事業を実施するための基金（以下、「基金」という。）の造成（以下「交付対象事業」という。）を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（交付額）

第5条 この補助金の交付額は、定額とする。

（交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、

補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者へ送付するものとする。この場合において、大臣は適正な交付を行うため、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象事業又は基金の管理運営の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 交付対象事業又は基金の管理運営の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(3) 交付対象事業又は基金の管理運営の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4による補助金支払い請求書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、交付対象事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第5による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合する

と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第13条 大臣は、交付対象事業、基金の管理又は基金により行う実施要領に定める事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 大臣は、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、基金を本要綱又は実施要領に定める用途以外に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、交付対象事業又は基金の管理運営に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 基金設置法人が、基金を活用して行う実施要領に定める事業の指導監督を十分に行わない場合
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業又は基金の管理運営の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(基金の経理等)

第15条 補助事業者は、基金の経理について、他の経理と明確に区分した上、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を基金の解散の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(商店街まちづくり事業の状況報告)

第16条 補助事業者は、大臣が特に必要と認めて要求したときは、遅滞なく、様式第6による商店街まちづくり事業実施状況報告書を提出しなければならない。

(商店街まちづくり事業の終了等)

第17条 商店街まちづくり事業は、平成26年3月までに終了するものとする。

- 2 補助事業者は、商店街まちづくり事業の終了時において、基金に残余財産がある場合には、大臣の承認を受けた後でなければ当該財産を処分することができない。
- 3 前項の場合、補助事業者は、大臣が定める金額を国に納付しなければならない。
- 4 前項の大臣が定める金額は、基金の残高等を勘案して定めるものとする。

(その他)

第18条 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督するとともに、当該基準に従い必要な措置を講じることとする。

- 2 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行(適用)する。

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所
法人名
代表者名 印

商店街まちづくり事業費補助金交付申請書

商店街まちづくり事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業の収支予算
 - (1) 収入の部 国庫補助金 円
 - (2) 支出の部 基金造成費 円

(注) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 定款又は寄付行為
2. 直近2年間の事業報告書及び決算報告
3. 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

経済産業大臣 名

商店街まちづくり事業費補助金交付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇号をもって申請のありました商店街まちづくり事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇号で申請のありました商店街まちづくり事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補 助 金 の 額 金 円

3. この補助金は交付要綱第16条、第17条、第18条に掲げる事項を条件として交付するものとします。

4. 事業に係る交付実績は、交付要綱第13条に定めるところにより行わなければならない。

5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成25年〇月〇〇日とする。

6. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

7. （補助事業者名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び商店街まちづくり事業費補助金交付要綱（2013〇〇〇〇財中第〇号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

8. (補助事業者名)は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

9. (補助事業者名)は、補助事業完了後、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、別添様式による補助金支出明細書を作成し、(補助事業者名)の事務所に備え付け公開することとし、経済産業大臣に交付要綱第13条第1項に規定する実績報告書とともに提出しなければなりません。また、(補助事業者名)は、所管官庁(経済産業省を除く。)に対しても補助金支出明細書を提出しなければなりません。

なお、提出された補助金支出明細書は、(補助事業者名)の所管官庁のホームページに掲載されることとなります。(注)

(注) 9. 補助事業者が国所管の公益法人である場合に限る。

地方公共団体所管公益法人の場合、「また、(補助事業者名)は、所管官庁(経済産業省を除く。)に対しても補助金支出明細書を提出しなければなりません。

なお、提出された補助金支出明細書は、(補助事業者名)の所管官庁のホームページに掲載されることとなります。」は不要とする。

(別添様式)

補助金支出明細書

1.補助金の名称		
2.事業の目的及び内容		
(1)目的		
(2)具体的な内容		
3.交付先の公益法人の名称		
4.交付実績額		千円(A)
5.補助金における管理費		
(1)人件費		千円
(2)一般管理費		千円
(3)その他の管理費		
	内 容	金 額
		千円
		千円
	合 計	千円
	合 計	千円
6.外部への支出		
(1)外部に再補助されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円(B)
(2)(1)以外の支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
7.その他		
	内 容	金 額
		千円
		千円
	合 計	千円
8.再補助の割合		%(B/A)

(様式第3)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者名 印

商店街まちづくり事業費補助金計画変更（等）承認申請書

商店街まちづくり事業交付要綱第9条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更の収支予算
5. 変更が商店街まちづくり事業に及ぼす影響

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者名

印

商店街まちづくり事業費補助金支払請求書

商店街まちづくり事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 支払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第5)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住 所
法人名
代表者名

印

商店街まちづくり事業費補助金実績報告書

商店街まちづくり事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

(1) 交付対象事業の内容

(2) 交付対象事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

(1) 補助金の交付決定額 円

(2) 補助金の交付決定年月日

3. 交付対象事業の収支決算

(1) 収入の部 円

(2) 支出の部 円

(様式第6)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者名

印

商店街まちづくり事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって承認のありました商店街まちづくり事業の実施の状況について、商店街まちづくり事業費補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 商店街まちづくり事業の実施状況の概要
2. 商店街まちづくり事業の収支状況